



## 平成 26 年第四回練馬区議会定例会が閉会 ～ 「練馬区立こどもの森緑地条例」を可決 ～

と き 12月12日(金) 本会議 午後1時1分～1時34分

と ころ 練馬区議会(練馬区豊玉北6-12-1)

11月28日(金)に開会した平成26年第四回練馬区議会定例会は、本日午後1時1分から本会議を開き、「練馬区こどもの森緑地条例」「練馬区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例」など区長提出30議案と、議員提出の「練馬区議会委員会条例の一部を改正する条例」、委員会提出の「固定資産税・都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書」「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書」の計33議案を原案どおり可決し、午後1時34分閉会した。

今定例会中に可決された議案の内訳は、別添資料のとおり。

### 【添付資料】

- ・ 議決件名一覧表
- ・ 議員提出議案
- ・ 意見書

【問い合わせ】 議会事務局 電話03-5984-4732

平成26年第四回練馬区議会定例会議決件名一覧表

平成26年12月12日

議	決	議	案
---	---	---	---

- |    |         |  |            |
|----|---------|--|------------|
| 1  | 議案第99号  | 練馬区組織条例の一部を改正する条例                          | (原案通り可決確定) |
| 2  | 議案第100号 | 練馬区特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 3  | 議案第101号 | 練馬区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例                   | (原案通り可決確定) |
| 4  | 議案第102号 | 練馬区立美術館運営協議会条例の一部を改正する条例                   | (原案通り可決確定) |
| 5  | 議案第103号 | 練馬区立こどもの森緑地条例                              | (原案通り可決確定) |
| 6  | 議案第104号 | 練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例                       | (原案通り可決確定) |
| 7  | 議案第105号 | 練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例                | (原案通り可決確定) |
| 8  | 議案第106号 | 特別区道路線の認定について(中村二丁目)                       | (原案通り可決確定) |
| 9  | 議案第107号 | 特別区道路線の認定について(谷原六丁目)                       | (原案通り可決確定) |
| 10 | 議案第108号 | 特別区道路線の認定について(西大泉四丁目)                      | (原案通り可決確定) |
| 11 | 議案第109号 | 練馬区第六出張所(旭町保育園その他併設)耐震補強および大規模改修工事請負契約     | (原案通り可決確定) |
| 12 | 議案第110号 | 練馬区第七出張所(田柄第二保育園その他併設)耐震補強および大規模改修工事請負契約   | (原案通り可決確定) |
| 13 | 議案第111号 | 練馬区立開進第四中学校校舎等改築機械設備工事請負契約                 | (原案通り可決確定) |
| 14 | 議案第112号 | 練馬区立開進第四中学校校舎等改築電気設備工事請負契約                 | (原案通り可決確定) |
| 15 | 議案第113号 | 仮称平和台駅地下自転車駐車場整備工事(第一工区)請負契約の一部変更について      | (原案通り可決確定) |
| 16 | 議案第114号 | 練馬区立谷原小学校校舎等改築工事請負契約の一部変更について              | (原案通り可決確定) |
| 17 | 議案第115号 | 練馬区立谷原小学校校舎等改築機械設備工事請負契約の一部変更について          | (原案通り可決確定) |
| 18 | 議案第116号 | 練馬区立豊玉第二中学校校舎等改築工事請負契約の一部変更について            | (原案通り可決確定) |
| 19 | 議案第117号 | 練馬区立豊玉第二中学校校舎等改築電気設備工事請負契約の一部変更について        | (原案通り可決確定) |
| 20 | 議案第118号 | 建物等の買入れについて(練馬区大泉区民事務所等)                   | (原案通り可決確定) |
| 21 | 議案第119号 | 指定管理者の指定について(練馬区立美術館)                      | (原案通り可決確定) |
| 22 | 議案第120号 | 指定管理者の指定について(練馬区立関町福祉園)                    | (原案通り可決確定) |

- |    |            |   |            |
|----|------------|---|------------|
| 23 | 議案第121号    | 指定管理者の指定について（練馬区立障害者地域活動支援センター）                 | （原案通り可決確定） |
| 24 | 議案第122号    | 指定管理者の指定について（練馬区立大泉障害者地域生活支援センター）               | （原案通り可決確定） |
| 25 | 議案第123号    | 指定管理者の指定について（練馬区立上石神井駅南第三自転車駐車場および練馬区立田柄自転車駐車場） | （原案通り可決確定） |
| 26 | 議案第124号    | 指定管理者の指定について（練馬区立谷原あおぞら学童クラブ）                   | （原案通り可決確定） |
| 27 | 議案第125号    | 区長の専決処分事項の承認について                                | （報告通り承認）   |
| 28 | 議案第126号    | 練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                        | （原案通り可決確定） |
| 29 | 議案第127号    | 練馬区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例                      | （原案通り可決確定） |
| 30 | 議案第128号    | 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                  | （原案通り可決確定） |
| 31 | 議員提出議案第6号  | 練馬区議会委員会条例の一部を改正する条例                            | （原案通り可決確定） |
| 32 | 委員会提出議案第3号 | 固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書                   | （原案通り可決確定） |
| 33 | 委員会提出議案第4号 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書                   | （原案通り可決確定） |

## 固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書

わが国の景気は、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、金融緩和や財政出動などの各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるところであるが、消費者マインドの低下や海外景気の下振れなど景気を下押しするリスクを抱えており、区民や小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい。

このような中、現在、東京都が実施している固定資産税・都市計画税の軽減措置等は、区民生活の安定と、中小事業者にとっての事業の継続や経営の健全化に大きな力添えとなっており、今後も必要な措置であると考えている。

23 区の固定資産税は、都区共通の財源であり、こうした軽減措置等の継続は当区の財政運営にも影響を与えることになるが、東京都が軽減措置等を廃止することになれば、区民、とりわけ中小事業者に与える影響は極めて大きく、地域社会の活性化、ひいては日本経済の回復にも悪影響を及ぼす要因となることが強く危惧される。

よって、本区議会は東京都に対し、現在の景気状況における区民の税負担感に配慮し、負担増になることのないよう、次の事項の継続について強く求めるものである。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を 2 分の 1 とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を 2 割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を 65% に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 12 日

練馬区議会議長 村上悦栄

東京都知事 あて

## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

わが国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計 350 万人以上に蔓延している実態は、大半が国の責めに帰すべき事由によるものである。肝炎対策基本法、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 Ⅲ 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、および、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても、国の法的責任が明確に示されている。

現在、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療等の抗ウイルス療法に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、身体障害者福祉法に基づく肝臓機能障害に係る障害認定は基準が極めて厳しいため、患者の実態に沿ったものとなっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされている。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成 23 年 12 月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされたが、国は、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援については、一部の患者・感染者の検査費用のみを助成対象とする重症化予防推進事業のほかには新たな具体的措置を講じていない。事実、数多くの肝硬変・肝がん患者が毎日のように亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本区議会は国会および政府に対し、これらの現状を踏まえ、必要な措置を講じるよう、次の事項について強く求めるものである。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 12 日

練馬区議会議長 村上悦栄

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

} あて

## 練馬区議会委員会条例の一部を改正する条例

練馬区議会委員会条例（昭和 31 年 10 月練馬区条例第 9 号）の一部をつぎのよ  
うに改正する。

第 2 条第 2 号中「区民生活事業本部」を「区民部、産業経済部、地域文化部」  
に改め、同条第 3 号中「健康福祉事業本部」を「福祉部および健康部」に改め、  
同条第 4 号中「環境まちづくり事業本部」を「環境部、都市整備部および土木  
部」に改める。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。